

◆解説◆

「減額返還制度」の創設

―返還しやすい仕組みの導入―

独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の実施する奨学金貸与事業は、教育の機会均等を目指す国の重要な教育施策であり、機構においては、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズに適切に対応した事業の実施を目指しているところである。

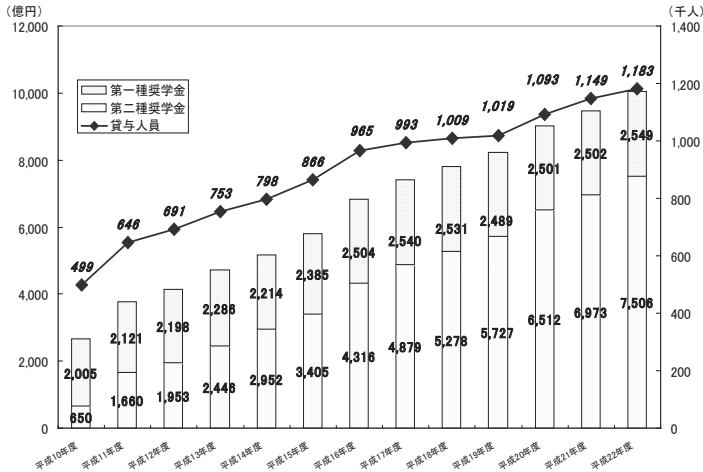
具体的には、機関保証制度の創設、海外大学への留学生者に対する貸与対象拡大（第二種奨学金）、貸与月額の新設（第二種奨学金）、貸与月額の選択制導入（第一種奨学金）等により、利用者の利便性向上に努める一方、事業規模においても拡大を図ってきたところであるが、事業規模の拡大に伴う返還者の増加に加えて、昨今の経済不況の影響から、返還に関する相談もその件数は増加を続けており、機構で

はその対策として、平成二十一年一〇月に民間委託によるコールセンター（奨学金返還相談センター）を開設し、電話による返還相談に適切に対応することで返還者等利用者へのサービス向上、将来の奨学金の原資となる返還金の回収率向上を目指しているところである。

奨学金返還相談センターに寄せられる相談には、住所や振替口座の変更の申し出が多くを占めるが、世相を反映して経済的理由による返還困難の申し出も多く、これらの相談に対しては、通常返還期限猶予の手続きを勧めているところであるが、中には現在の割賦額は返還できないが、減額すれば返還できるという者もいる。

また、財務省が文部科学省及び機構の協力の下で実施し

<参考> 貸与人員・金額の推移



※1 上記は、日本学生支援機構（平成15年度以前は日本育英会）実施分のみであり、平成17年度より地方移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
 ※2 上記は当初予算である。

た調査（「平成二二年度予算執行調査」（平成二二年七月公表）に掲載。）によると、「延滞九ヶ月以上の者の中には、返還額を減額すれば返還可能な者が約三人に一人いることが判明」とされている。

これらのことから、今後の返還困難な者への対応としては、返還の期限を猶予する現行の返還期限猶予制度だけでは充分ではないと考えられたため、より返還しやすい仕組みとして、返還期間を延長し、その間の割賦額を減額する返還方法について検討し、実施することとなったものである。

この新しい制度は、「減額返還制度」として、平成二三年一月以降の割賦金を対象として運用を開始する予定であり、その概要（案）は次のとおりである。

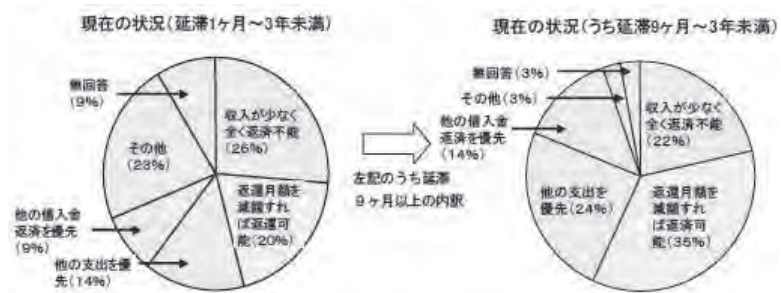
一．制度創設の趣旨

経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件を満たすことで、一定期間の割賦金額の減額（返還期間の延長）を認め、返還者のさらなる負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。

二．対象者

経済的理由により当初定めた割賦金額の返還が困難で

<参考> 「平成21年度予算執行調査」(平成21年7月公表)より抜粋



ある者。

三. 適用基準

- (一) 割賦金の返還を延滞していないこと。
- (二) 真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難であること。

※ 具体的には返還期限猶予の適用の目安(収入三〇〇万円以下、所得二〇〇万円以下)と同様とする。

四. 適用期間

一年間。

適用期間が終了する時に当該事由が継続しているときには、願い出により適用期間を延長することができるものとし、その延長期間は一年間とする。ただし、その適用期間は、それらを通じて最長一〇年とする。

五. 適用後の割賦金額

当初割賦金額の一／二の金額とする。

六. 変更の対象となる債権

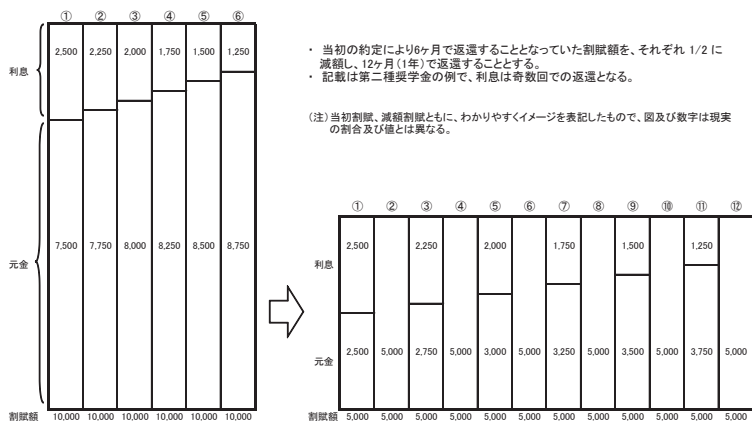
返還期日が平成二三年一月以降の割賦金額とする。

七. 利率・利息(第二種)

利息を含めた返還予定総額は変更しない。

本制度の適用対象としては、現在返還期限の猶予中の者

減額返還制度適用後の割賦額（イメージ）



・当初の約定により6ヶ月で返還することになっていた割賦額を、それぞれ 1/2 に減額し、12ヶ月(1年)で返還することとする。
 ・記載は第二種奨学金の例で、利息は奇数回での返還となる。

(注)当初割賦、減額割賦ともに、わかりやすくイメージを表記したもので、図及び数字は現実の割合及び値とは異なる。

または今後返還困難となる者のうち、割賦額を減額すれば返還が可能となる者（これらとともに、従来であれば返還期限猶予の適用を受けることとなる者である。）を想定しており、これらの者が返還期限猶予ではなく減額返還を利用することとなれば、返還者自身も少ない負担で着実に返還残額を減ずることが可能となり、また、猶予中であれば見込めなかった返還金が半額ではあるが着実に回収できるようになるものと期待しているところで、これらの効果は、返還者及び機構にとって大きな利点であるとともに、奨学金貸与事業そのものの健全性確保に資するものであると考えている。

近年、機構の奨学金貸与事業に関しては、特に返還金の回収状況について論議的となっており、返還できる状況にありながら請求・督促に応じない者に対しては、今後も法的措置を含めた厳しい姿勢で臨む一方、返還困難な状況にある者に対しては、その状況を的確に把握したうえで、個々の実情に応じた適切な対応を行う必要がある。

機構においては、今後も効果的な回収強化策を適切に実施するとともに、より返還しやすい仕組みについても引き続き検討していきたい。